

(公社) 玉川法人会会員各位
玉川税務署管内事業者各位

公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎

消費税軽減税率制度・軽減税率対策補助金制度等説明会

法人会会員に朗報！(特に飲食料品及び新聞を扱う事業者の方)

平成31年10月からの消費税10%への引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から軽減税率の対象となる品目の消費税率は8%が適用されます。取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理等、軽減税率制度への対応準備が必要となります。

下記の項目いずれかに該当する方は、チェックボックスに☑してください。
参加されて説明をお聞きになる価値がある説明会です。自信をもってお勧めします。

- 飲食料品製造事業者
- 飲食料品を扱う卸売事業者、小売事業者
- 飲食店
- 新聞社及び新聞販売を扱う店舗等事業者

なお、補助金の申請方法や注意事項なども分かり易く解説いたしますので、この機会に説明会にお越し頂き、本補助金の活用をご検討ください。

- 開催日時 平成30年10月18日(木) 14時~15時30分
- 会場 玉川区民会館二子玉川庁舎内(世田谷区玉川1-20-21)

《主な内容》改正税法、補助金※の概要、税制措置、融資制度(※関連含む)

(複数税率対応レジ導入、受発注システム改修など)

<主催>玉川法人会 他 <共催>東京商工会議所

☆参加ご希望の方は下記に記入し、FAXでお申し込みください。

参加応募は、9月3日(月)を締切りとします。

法人会事務局まで、FAX: 3707-4992にてお申し込みください。

会社名		TEL
会員確認	() 玉川法人会会員です	() 玉川法人会会員ではありません
所在地	〒	
業種 (出来れば具体的に)		
参加者	部署・お役職:	氏名
	部署・お役職:	氏名